

神戸町は三世代同居を応援します!!



神戸町三世代同居支援奨励金制度のご案内

神戸町では、三世代家族の形成と子育て支援を推進するとともに家族の絆の再生を図るため、既存住宅の同一敷地で「母家」を建替えまたは「離れ家」を増築し、親と子と孫が新たに同居をはじめた世帯に奨励金を交付します。

対象となる方

- 令和9年3月31日までの間に、親又は子が同一敷地で建築確認申請の手続きが必要な「離れ家」を増築（改築を含む）または「母家」の建替え（増築を含む）をして住宅を取得する方。
- 上記期間内で親又は子及び孫が、住民票異動を伴う転居を行い、新たに親と子と孫が同居（住民票が同一世帯員となる必要）をはじめめる方。ただし、すでに三世代同居をしている場合は、交付対象としません。



※その他対象となる条件がいくつかありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

奨励金の額

- 町外から転入 30万円
（本町の住民基本台帳に登録した前日から起算して過去3年以上連続して他の市区町村の住民基本台帳に登録していた方をいいます。3年に満たない場合は20万円）
- 町内での転居 20万円

申請の期間

- 奨励金の交付を申請できる期間は、令和9年3月31日までの間に住宅を取得し、親又は子及び孫が同居をはじめた住民基本台帳の異動日のいずれか遅い日から起算して1年以内とします。
- 神戸町役場ホームページ（<http://www.town.godo.gifu.jp/>）に神戸町三世代同居支援奨励金制度（申請方法・提出書類・様式等）の詳細を掲載しています。



お問い合わせ

神戸町役場 まちづくり戦略課 Tel0584-27-0172

【三世代同居支援奨励金Q & A（よくある質問）】

Q1 「三世代同居」とはどのようなものですか？

A1 この事業でいう「三世代同居」とは、既存住宅の同一敷地に住宅を建築し、親又は子及び孫が、住民票異動を伴う転居を行い、新たに同居（住民票が同一世帯員となることが必要）をはじめめることです。ただし、すでに同一敷地で三世代の同居をしている場合は、交付対象になりません。

Q2 「建築」とはどのようなことですか？

A2 この事業でいう「建築」とは、建築確認申請の手続きが必要な増築及び改築をいいます。増築は母家の建築面積や床面積を増加させることや同一敷地に離れ家を建てること、改築は母家の全部を除却して建替えを行うものです。

Q3 現在、三世代で同居（子が長子の出産予定を含む）しており同一敷地で離れ家の建築を予定しています。この場合、対象になりますか。

A3すでに同一敷地で三世代同居をしている場合は、転入（転居）を伴わないので交付対象になりません。

Q4 いつまでに申請が必要ですか。

A4 引渡しの日（住宅の取得日）と転入（転居）した日のうち、後となる日から1年以内に申請が必要です。1年を過ぎた場合は交付対象になりません。

Q5 住民基本台帳上で世帯分離していても同居といえますか。

A5 世帯分離をしている場合、同居とはいえません。

Q6 世帯員のうち過去に「神戸町定住促進奨励金」又は「神戸町住宅改修助成金」を受けたことがあります。対象になりますか。

A6 「神戸町定住促進奨励金」又は「神戸町住宅改修助成金」の補助を受けた方は、交付対象になりません。